

第18号議案

中間市市営住宅条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例

中間市市営住宅条例（平成9年中間市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第60条」を「第57条」に、「第61条—第64条」を「第58条—第61条」に改める。

第3条第2項中「市営住宅」の次に「（駐車場を除く。）」を、「名称」の次に「、種別」を加え、「について」を削り、「市長が別に定める」を「別表第1のとおりとする」に改める。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第48条中「市長が別に定める」を「別表第2のとおりとする」に改める。

第49条を削る。

第50条第1号中「又は同居者」を削り、同条第2号を削り、同条第3号中「する自動車」の次に「が入居者又は同居者が所有するものであるときは、当該自動車」を加え、同号を同条第2号とし、同条第4号中「使用料」の次に「（以下単に「使用料」という。）」を加え、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条を第49条とする。

第51条を削る。

第52条の見出しを「（駐車することができる自動車の範囲）」に改め、同条第1項中「を使用する」を「に駐車する」に、「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に規定する自動車のうち次に掲げるものを「別表第3駐車場の欄に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ同表自動車の種別の欄及び自動車の大きさの欄に定めるとおり」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「に規定する自動車であっても、危険物を積載している自動車又は」を「の規定にかかわらず、」に、「使用を許可しない」を「駐車することができない」に改め、同条を第50条とし、同条の次に次の1条を加える。

### （申請及び使用許可）

第51条 第49条に規定する条件を具備する者であって、駐車場を使用しようとするものは、市長の定めるところにより駐車場の使用を申請し、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の内容を審査し、適當と認めるときは、当該申請をした者に対し、駐車場の使用を許可する。

3 市長は、第1項の規定による申請をした者の数が、使用させるべき駐車場の区画の数を超えるときは、市長の定めるところにより、公正な方法で選考し、当該駐車場の使用を許可する者を決定しなければならない。ただし、申請に係る入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、当該事由に係る申請をした者を優先して当該駐車場の使用を許可することができる。

4 市長は、駐車場の管理に必要があると認めるときは、第2項の規定による駐車場の使用の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

5 市長は、使用許可をしたときは、その旨を当該使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し通知するものとする。

第53条を削る。

第54条第1項中「第51条第2項に規定する」を「使用者は、前条第5項の規定により」に、「者」を「とき」に改め、同項第1号中「所定の書類を提出する」を「事項を届け出る」に改め、同項第2号中「第57条に定める」を「第54条に規定する」に改め、同条第2項中「使用決定者が」を「使用者は、」に、「同項各号に定める」を「同項に規定する」に改め、同条第3項中「駐車場の使用決定者」を「使用者」に改め、同条第4項中「駐車場の使用決定者」を「使用者」に改め、「又は第2項」を削り、「当該使用決定者」を「当該使用者」に改め、同条第5項中「駐車場の使用決定者」を「使用者」に改め、同条を第52条とする。

第55条第1項中「駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料の額を限度として、市長が定めるもの」を「使用料は、月額とし、1区画当たり3,300円」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、軽自動車専用区画（区画の形状により駐車することができる自動車の種別が制限されるものとして市長が指定する区画をいう。別表第3において同じ。）を使用するときは、1区画当たり2,750円とする。

第55条第2項中「前項」を「前2項」に、「特別の」を「、特別の」に、「使用料の減免」を「使用料を減額し、若しくは免除し、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 使用料の納期その他の使用料の徴収に関する事項は、市長が別に定める。

第55条を第53条とする。

第56条を削る。

第57条第1項中「使用決定者」を「使用者」に改め、同条第2項中「特別の」を「、特別の」に、「保証金の減免」を「保証金を減額し、若しくは免除し、」に改め、同条第3項中「「住宅」を「第18条第3項中「住宅」に改め、「駐車場」と」の次に「、第19条第2項中「市営住宅を使用している者」とあるのは「使用者」と」を加え、同条を第54条とする。

第58条第1項中「場合においては、駐車場の」を「ときは、」に、「その明渡し」を「駐車場の明渡し」に改め、同項第5号中「第50条」を「第49条」に、「使用者資格」を「使用者の資格」に改め、同項第6号中「該当する」を「掲げる」に改め、同条第2項中「使用」との次に「、「近傍同種の住宅」とあるのは「近傍同種の駐車場」と」を加え、「第58条第1項」を「第55条第1項」に改め、同条を第55条とする。

第59条第1項中「、備品」を「又は備品」に、「破損した」を「損傷した」に改め、同条第3項中「破損」を「損傷」に、「責め」を「責任」に改め、同条を第56条とし、第60条を第57条とする。

第5章中第61条を第58条とし、第62条から第64条までを3条ずつ繰り上げる。

附則の次に次の3表を加える。

別表第1（第3条関係）

名称	種別	位置
中鶴公営住宅	公営住宅	中間市中鶴三丁目

中鶴更新住宅	更新住宅	中間市浄花町及び中間市中鶴三丁目
岩瀬南第1団地	公営住宅	中間市岩瀬一丁目
岩瀬南第2団地	公営住宅	中間市岩瀬一丁目
岩瀬南小集落団地	改良住宅	中間市岩瀬一丁目及び中間市岩瀬二丁目
浄花町団地	公営住宅	中間市浄花町
池田団地	公営住宅	中間市池田一丁目
岩瀬東団地	公営住宅	中間市岩瀬二丁目
岩瀬西団地	公営住宅	中間市岩瀬西町
深坂団地	改良住宅	中間市深坂二丁目
土手ノ内団地	公営住宅	中間市土手ノ内二丁目

別表第2（第48条関係）

名称	位置
中鶴公営住宅駐車場	中間市中鶴三丁目
中鶴更新住宅1棟駐車場	中間市浄花町
中鶴更新住宅2棟駐車場	中間市中鶴三丁目
土手ノ内団地駐車場	中間市土手ノ内二丁目

別表第3（第50条関係）

駐車場	自動車の種別	自動車の大きさ
中鶴公営住宅駐車場		
中鶴更新住宅1棟駐車場		全長5.0メートル以下 全幅2.0メートル以下
中鶴更新住宅2棟駐車場	普通自動車 小型自動車 軽自動車	
土手ノ内団地駐車場		全長4.8メートル以下 全幅2.0メートル以下

#### 備考

- 1 軽自動車専用区画に駐車することができる自動車の種別は、軽自動車に限る。

- 2 この表において「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下この表において「省令」という。）別表第1に掲げる普通自動車をいう。
- 3 この表において「小型自動車」とは、省令別表第1に掲げる小型自動車をいう。
- 4 この表において「軽自動車」とは、省令別表第1に掲げる軽自動車をいう。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

中間市市営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第4章 駐車場の管理（第47条—第57条）	第4章 駐車場の管理（第47条—第60条）
第5章 補則（第58条—第61条）	第5章 補則（第61条—第64条）
（設置）	（設置）
第3条（略）	第3条（略）
2 市営住宅（駐車場を除く。）の名称、種別及び位置は、別表第1のとおりとする。	2 市営住宅の名称及び位置については、市長が別に定める。
（公営住宅の入居者資格）	（公営住宅の入居者資格）
第6条（略）	第6条（略）
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（第7条第2項において「老人等」という。）にあっては、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（第7条第2項において「老人等」という。）にあっては、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
（1）～（7）（略）	（1）～（7）（略）
（8）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 （平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）	（8）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 （平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）
第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの	第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
ア（略）	ア（略）

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

（名称及び位置）

第48条 駐車場の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

（使用者の資格）

第49条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

（1）市営住宅の入居者であること。

（2）駐車しようとする自動車が入居者又は同居者が所有するものであるときは、当該自動車に賦課される自動車税又は軽自動車税を滞納していないこと。

（3）駐車場の使用料（以下単に「使用料」という。）を支払うことができるこ

とができること。

（4）（略）

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

（名称及び位置）

第48条 駐車場の名称及び位置は、市長が別に定める。

（使用許可）

第49条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならぬ。

（使用者の資格）

第50条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

（1）市営住宅の入居者又は同居者であること。

（2）入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。

（3）駐車しようとする自動車に賦課される自動車税又は軽自動車税を滞納していないこと。

（4）駐車場の使用料を支払うことができること。

（5）（略）

#### (駐車することができる自動車の範囲)

第50条 駐車場に駐車することができる自動車の範囲は、別表第3駐車場の欄に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ同表自動車の種別の欄及び自動車の大きさの欄に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が駐車場の管理上不適當と認めた自動車については、駐車することができない。

#### (申請及び使用許可)

第51条 第49条に規定する条件を具備する者であって、駐車場を使用しようとするものは、市長の定めるところにより駐車場の使用を申請し、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の内容を審査し、適當と認めるとときは、当該申請をした者に対し、駐車場の使用を許可する。

#### (使用の申込み)

第51条 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望するものは、市長の定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）に対し通知するものとする。

#### (使用自動車の範囲)

第52条 駐車場を使用することができる自動車の範囲は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に規定する自動車のうち次に掲げるものとする。

(1) 小型自動車（長さ4.7メートル、幅1.7メートルを超える貨物自動車、特殊自動車を除く。）

(2) 軽自動車（二輪自動車を除く。）

2 前項に規定する自動車であっても、危険物を積載している自動車又は市長が駐車場の管理上不適當と認めた自動車については、使用を許可しない。

- 3 市長は、第1項の規定による申請をした者の数が、使用させるべき駐車場の区画の数を超えるときは、市長の定めるところにより、公正な方法で選考し、当該駐車場の使用を許可する者を決定しなければならない。ただし、申請に係る入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、当該事由に係る申請をした者を優先して当該駐車場の使用を許可することができる。
- 4 市長は、駐車場の管理に必要があると認めるときは、第2項の規定による駐車場の使用の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付すことができる。
- 5 市長は、使用許可をしたときは、その旨を当該使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し通知するものとする。

（使用者の決定）

第53条 市長は、第51条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

（使用の手続等）

第52条 使用者は、前条第5項の規定により通知を受けたときは、当該通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

第54条 第51条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 市長が別に定める事項を届け出ること。  
(2) 第54条に規定する保証金を納付すること。

2 使用者は、やむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内にすることのできないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に規定する手続をしなければならない。

3 市長は、使用者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項に規定する手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。

4 市長は、使用者が第1項に規定する手続をしたときは、当該使用者に対して、速やかに、駐車場の使用開始日を通知しなければならない。

5 使用者は、前項の規定により通知された使用開始日から10日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第53条 使用料は、月額とし、1区画当たり3,300円とする。ただし、軽自動車専用区画（区画の形状により駐車することができる自動車の種別が制限されるものとして市長が指定する区画をいう。別表第3において同じ。）を使用するときは、1区画当たり2,750円とする。

2 使用料の納期その他の使用料の徴収に関する事項は、市長が別に定める。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料を減額し、若しくは免除

- (1) 市長が別に定める所定の書類を提出すること。  
(2) 第57条に定める保証金を納付すること。
- 2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内にすることのできないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。
- 3 市長は、駐車場の使用決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項に規定する手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、駐車場の使用決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対して、速やかに、駐車場の使用開始日を通知しなければならない。
- 5 駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から10日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第55条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料の額を限度として、市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすること

し、又は徴収の猶予をすることができる。

とができる。

#### (使用料の変更)

第56条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したとき。

#### (保証金)

第54条 市長は、使用者から3月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、保証金を減額し、若しくは免除し、又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 第18条第2項から第5項まで及び第19条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「敷金」とあるのは「保証金」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、第18条第3項中「住宅」とあるのは「駐車場」と、第19条第2項中「市営住宅を使用している者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

#### (使用許可の取消し)

第55条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使

#### (使用許可の取消し)

第58条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合におい

用許可を取り消し、又は駐車場の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 第49条に規定する使用者の資格を失ったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定については、第39条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「近傍同種の住宅」とあるのは「近傍同種の駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「第1項」とあるのは「第55条第1項」と読み替えるものとする。

(損害賠償等)

第56条 使用者は、駐車場の施設又は備品等を損傷したときは、市長が認定する損害額を賠償しなければならない。

2 (略)

3 駐車場内における自動車の損傷、盗難、事故等については、市は、一切の責任を負わない。

(準用)

第57条 (略)

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第58条 (略)

2～5 (略)

ては、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 第50条に規定する使用者資格を失ったとき。

(6) 前各号に該当するもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定については、第39条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「第1項」とあるのは「第58条第1項」と読み替えるものとする。

(損害賠償等)

第59条 使用者は、駐車場の施設、備品等を破損したときは、市長が認定する損害額を賠償しなければならない。

2 (略)

3 駐車場内における自動車の破損、盗難、事故等については、市は、一切の責めを負わない。

(準用)

第60条 (略)

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第61条 (略)

2～5 (略)

(立入検査)  
第59条 (略)  
2・3 (略)

(規則への委任)  
第60条 (略)

(罰則)  
第61条 (略)

別表第1 (第3条関係)

名称	種別	位置
中鶴公営住宅	公営住宅	中間市中鶴三丁目
中鶴更新住宅	更新住宅	中間市浄花町及び中間市中鶴三丁目
岩瀬南第1団地	公営住宅	中間市岩瀬一丁目
岩瀬南第2団地	公営住宅	中間市岩瀬一丁目
岩瀬南小集落団地	改良住宅	中間市岩瀬一丁目及び中間市岩瀬二丁目

(立入検査)  
第62条 (略)  
2・3 (略)

(規則への委任)  
第63条 (略)

(罰則)  
第64条 (略)

浄花町団地	公営住宅	中間市浄花町
池田団地	公営住宅	中間市池田一丁目
岩瀬東団地	公営住宅	中間市岩瀬二丁目
岩瀬西団地	公営住宅	中間市岩瀬西町
深坂団地	改良住宅	中間市深坂二丁目
土手ノ内団地	公営住宅	中間市土手ノ内二丁目

別表第2（第48条関係）

名称	位置
中鶴公営住宅駐車場	中間市中鶴三丁目
中鶴更新住宅1棟駐車場	中間市浄花町
中鶴更新住宅2棟駐車場	中間市中鶴三丁目
土手ノ内団地駐車場	中間市土手ノ内二丁目

別表第3（第50条関係）

駐車場	自動車の種別	自動車の大きさ
中鶴公営住宅駐車	普通自動車 小型自動車	全長5.0メートル以

場	軽自動車	下 全幅2.0メートル以下
中鶴更新住宅1棟 駐車場		
中鶴更新住宅2棟 駐車場		
土手ノ内団地駐車 場		全長4.8メートル以 下 全幅2.0メートル以 下

備考

- 1 軽自動車専用区画に駐車することができる自動車の種別は、軽自動車に限る。
- 2 この表において「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下この表において「省令」という。）別表第1に掲げる普通自動車をいう。
- 3 この表において「小型自動車」とは、省令別表第1に掲げる小型自動車をいう。
- 4 この表において「軽自動車」とは、省令別表第1に掲げる軽自動車をいう。